

社会福祉法人 泉寿会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人泉寿会の役員、委員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事、評議員をいう。

2 その他、委員とは評議員選任解任委員会委員をいう。

第3条 法人の全理事の報酬総額は、年間70万円以内とする。

法人の全監事の報酬総額は、年間25万円以内とする。

(理事会・評議員会・評議員選任解任委員会の出席報酬等)

第4条 理事及び監事が理事会に出席した時は、次により報酬を支払うことができる。

	報 酬 (日額)
	12,000円

2 評議員が評議員会に出席した時は、次により報酬を支払うことができる。

	報 酬 (日額)
評議員会出席報酬等	12,000 円

3 評議員選任解任委員が委員会に出席した時は、次により報酬を支払う事ができる。

	報 酬 (日額)
評議員選任解任委員会 出席報酬等	12,000 円

※以上の開催が同日の場合は併給しない。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第6条 理事及び評議員が理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、次により報酬を支払うことができる。ただし理事が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができる。

2 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、次により報酬を支払うことができる。

	報 酬 (日額)
理事・監事・評議員	12,000 円

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、法人旅費規程に基づき旅費を支給する。

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

3 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

附 則

附 則

この規程は、平成29年6月7日より適用する。